

「未来を生きる」…必ず守ってほしい、君たちに — 第4回こども議会開催 —

12月15日（金）に中学3年生が村議会を訪問して議会議員の皆さんと交流し、恒例となった「第4回東秩父村こども議会」が、生徒より選出された8名の議員と1名の議長により招集されました。

生徒たちは、大変緊張した様子で、本番さながらの雰囲気の中で議会に臨まれたようです。一般質問においては、生徒、子ども目線だから思いつく質問が次々に飛び出し、それに答えるように答弁者も真剣に答え、貴重な時間になりました。



「学校で学んだだけではわからないことがあります。今回、議会の体験が出来て、大変貴重な機会になりました」と生徒が感想を述べていました。

また、「未来を生きるための決議」では、村の魅力を発信することを採択した結果、我々の期待が原案どおり可決されました。

私たちの希望の村づくりのため、また、自らのため今後に期待します。



◆ 税務署からのお知らせ ◆

医療費控除に関する明細書の提出義務化について

【医療費控除を適用される方へ】

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。

なお、領収書提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※1 提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書は除きます。

（例：おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など）

※2 平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。

【セルフメディケーション税制】

健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行う方が、特定一般用医薬品等購入費（※）を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

この特例の適用を受ける方は、①「セルフメディケーション税制の明細書」の提出および②適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類の提出または提示が必要となります。

※特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費をいいます。

公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

【公的年金等を受給されている方へ～確定申告不要制度のお知らせ～】

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。